

藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱について  
次の者を藤沢市民ギャラリー運営協議会委員に委嘱する。

2022年（令和4年）9月30日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 氏名等

氏名	生年月日	住 所	選出 区分	新任 再任 の別	委嘱 任命 の別	備 考
長田 祥男			学識経 験者	再任	委嘱	藤沢市文化 団体連合会
中島 直			学識経 験者	再任	委嘱	元藤沢市生涯 学習部部長 元公益財団法人 藤沢市み らい創造財団 専務
平野 まり			市民代 表	再任	委嘱	藤沢市社会 教育委員会議
瀬尾 直美			利用者 代表	再任	委嘱	藤沢華道協会
新沼 範之			利用者 代表	再任	委嘱	公益財団法人 藤沢市みらい 創造財団

平本 公男			利用者 代表	再任	委嘱	藤沢市美術家 協会
間瀬 千恵 子			利用者 代表	再任	委嘱	藤沢市書道 協会

## 2 任期

2022年（令和4年）10月1日から2024年（令和6年）9月30日まで

### 提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の任期満了に伴い、藤沢市民ギャラリー条例第10条の規定により委員を委嘱する必要による。

### 参 考

藤沢市民ギャラリー条例 抜粋

（ギャラリー運営協議会）

第10条 ギャラリーの運営及び管理について諮問するため、教育委員会に属する附属機関として藤沢市民ギャラリー運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、藤沢市民ギャラリー運営協議会委員（以下「委員」という。）7人をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。